

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋 元 正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二
【電話番号】	03（5208）5806
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	パインブリッジ・ニューグローバルファンド <毎月分配タイプ>
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

パインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>

当ファンドの愛称として「メインアベニュー」という名称を使用する場合があります。

（以下「毎月分配タイプ」、「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

「メインアベニュー」という愛称は、当ファンドと運用にかかる「基本方針」、「主要投資対象」、「投資態度」等を等しくし、収益分配の頻度、分配方針を異にする「パインブリッジ・ニューグローバルファンド<1年決算タイプ>」の愛称としても使用される場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり1円です。格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）委託者であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

前記金額には、後記の申込手数料（当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は、含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込を受付けた日の翌営業日の基準価額*とします。

基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の 9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

*「基準価額」とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、当ファンドにおいては便宜上1万口当たりの価額で表示されます。

（５）【申込手数料】

取得申込を受付けた日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.00%）*の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。

詳細は、販売会社もしくは委託会社までお問い合わせください。

*「税」とは、消費税等相当額をいいます。以下同じ。

（６）【申込単位】

販売会社が、独自に定める単位とします。

販売会社によっては、申込単位、お取扱コースが異なる場合があります。

詳細は、販売会社もしくは委託会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成22年8月14日（土）から平成23年8月16日（火）まで

申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所（以下「販売会社」ということがあります。）については、委託会社までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社の指定する期日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。

なお、振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込金額は、お申込みをした販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関：株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

取得申込者（すでに取引口座をお持ちの方を除きます）は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込を行うものとします。

受益権の取得申込の受付は、販売会社において、申込期間中における毎営業日に受け付けます。

お申込みの受付は、原則として営業日の午後3時までの受付を当日の受付とします。この受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付となります。

運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受け付けない場合があります。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

当ファンドの「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のうち、「分配金再投資コース」を選択した取得申込者は、販売会社との間で「累積投資約款」にしたがい、収益分配金の再投資に関する契約（以下「累積投資契約」または「別に定める契約」ということがあります。）を締結する必要があります。（販売会社によっては、前記契約と同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定が用いられることがあります。）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、主として「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」および「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を通じて、高格付けの世界主要国（日本を除く）の国債および新成長国の株式への投資を通じて、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産（ ）
追加型投信	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を含まない）		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年2回		ファミリー ファンド	あり （ ）
不動産投信	年4回	日本 北米 欧州 アジア オセアニア		
その他資産 （投資信託証券 （資産複合 資産配分固定型 （株式、債券）））	年6回 （隔月）			
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 （毎月）	中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
	日々			
	その他 （ ）			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義

商品分類の定義

- 追加型投信 ... 一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド。

- ・ 海外 ... 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
- ・ 資産複合 ... 目論見書または信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの。

属性区分の定義

- ・ その他資産（投資信託証券（資産複合資産配分固定型（株式、債券））） ... 目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式および債券を主要投資対象とし、組入比率については、固定的とする旨の記載があるもの。
- ・ 年12回（毎月） ... 目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの。
- ・ グローバル（日本を含まない） ... 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含まない）の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
- ・ ファミリーファンド ... 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
- ・ 為替ヘッジなし ... 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、
社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

信託金限度額

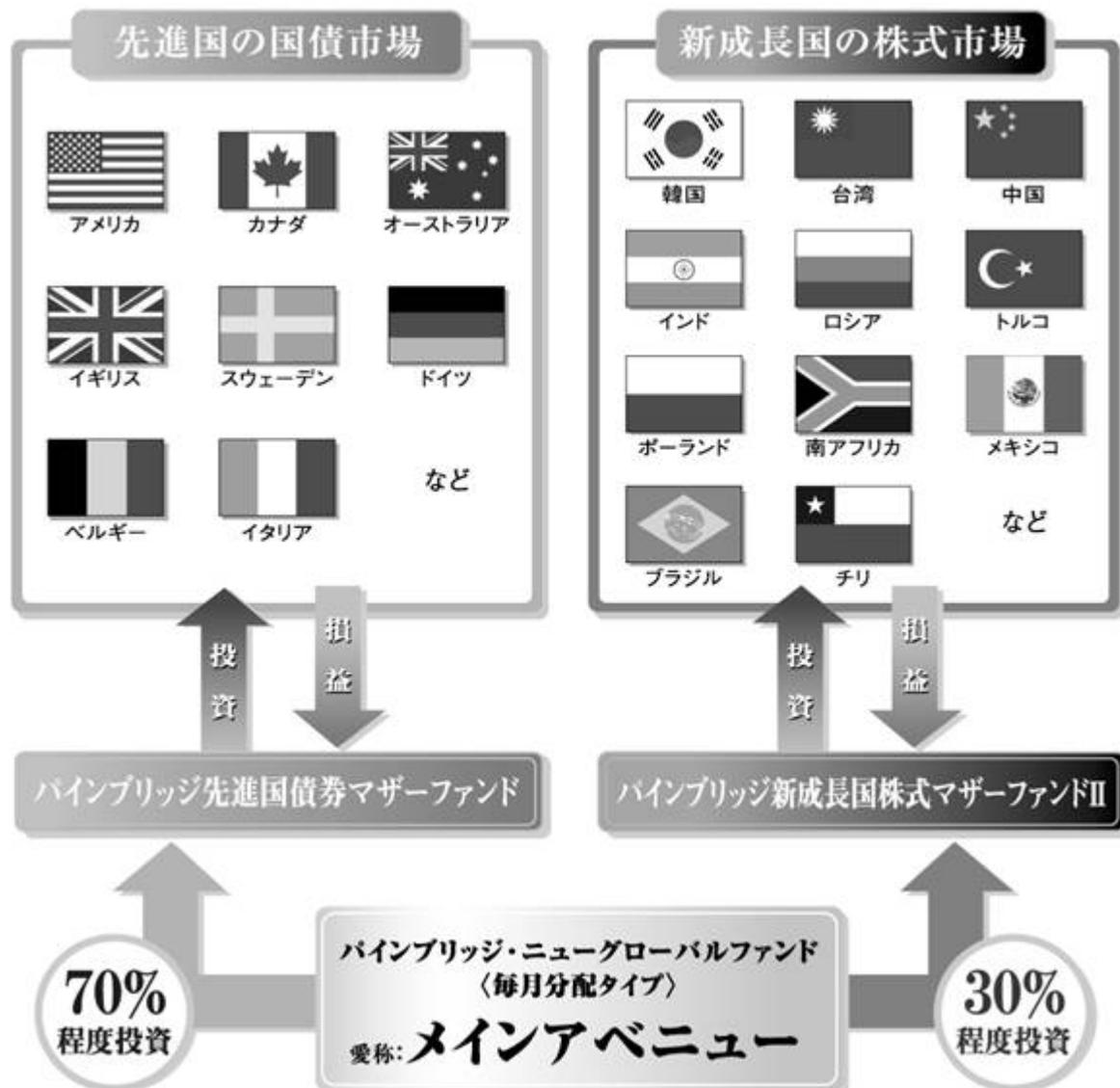
ファンドは、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

- 1) 先進国の国債市場に70%程度、新成長国の株式市場に30%程度、投資することを基本資産配分とします。

2つのマザーファンドを通じて、信用力の高い先進国の国債と、成長が見込める新成長国の株式に投資を行います。

当ファンドは、原則として、ファミリーファンド方式で運用します。



先進国の国債市場、新成長国の株式市場の基本資産配分は、将来変更することがあります。

当ファンドにおいて先進国とは、シティグループ世界国債インデックス構成国をもとに、パインブリッジ・インベストメンツが判断した国を指します。新成長国とは、経済発展段階にあり、また今後さらに経済成長が見込めるとパインブリッジ・インベストメンツが判断した国（先進国を除く）および地域を指します。なお、新成長国は、「エマージング諸国」や「新興国」と呼ばれることもあります。

上記の先進国の国債市場および新成長国の株式市場は当ファンドで投資する国のすべてではありません。上記の国に投資しない場合、また上記以外の国に投資する場合があります。

- 2) 「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」は、主として、日本を除く高格付けの世界主要国の国債に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」は、環太平洋圏および欧州圏の通貨分散を図りつつ先進主要国の国債に投資し、安定的なインカム収入の獲得を目指します。

*当ファンドにおいて「先進国」とは、シティグループ世界国債インデックス構成国をもとに、パインブリッジ・インベストメンツが判断した国を指します。

- 3) 「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」は、主として、世界の新興国の株式に投資します。

「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」は、今後の経済成長が期待できる新興国の企業が発行した株式に分散投資し、魅力的なキャピタル収入の獲得を目指します。

当ファンドが投資する「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の運用は、「パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー」に外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。

パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーの概要

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドについて、外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。

「PineBridge Investments」の世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しています。

所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市

- 4) 実質組入れの外貨建て資産については、原則として、外貨建て資産の為替ヘッジを行いません。
5) 毎月17日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき、原則として利子・配当等収益を中心に安定分配を行うことを目指します。

また、1・4・7・10月の決算時には、売買益（評価損益を含みます。）等を加算して分配することを目指します。



分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

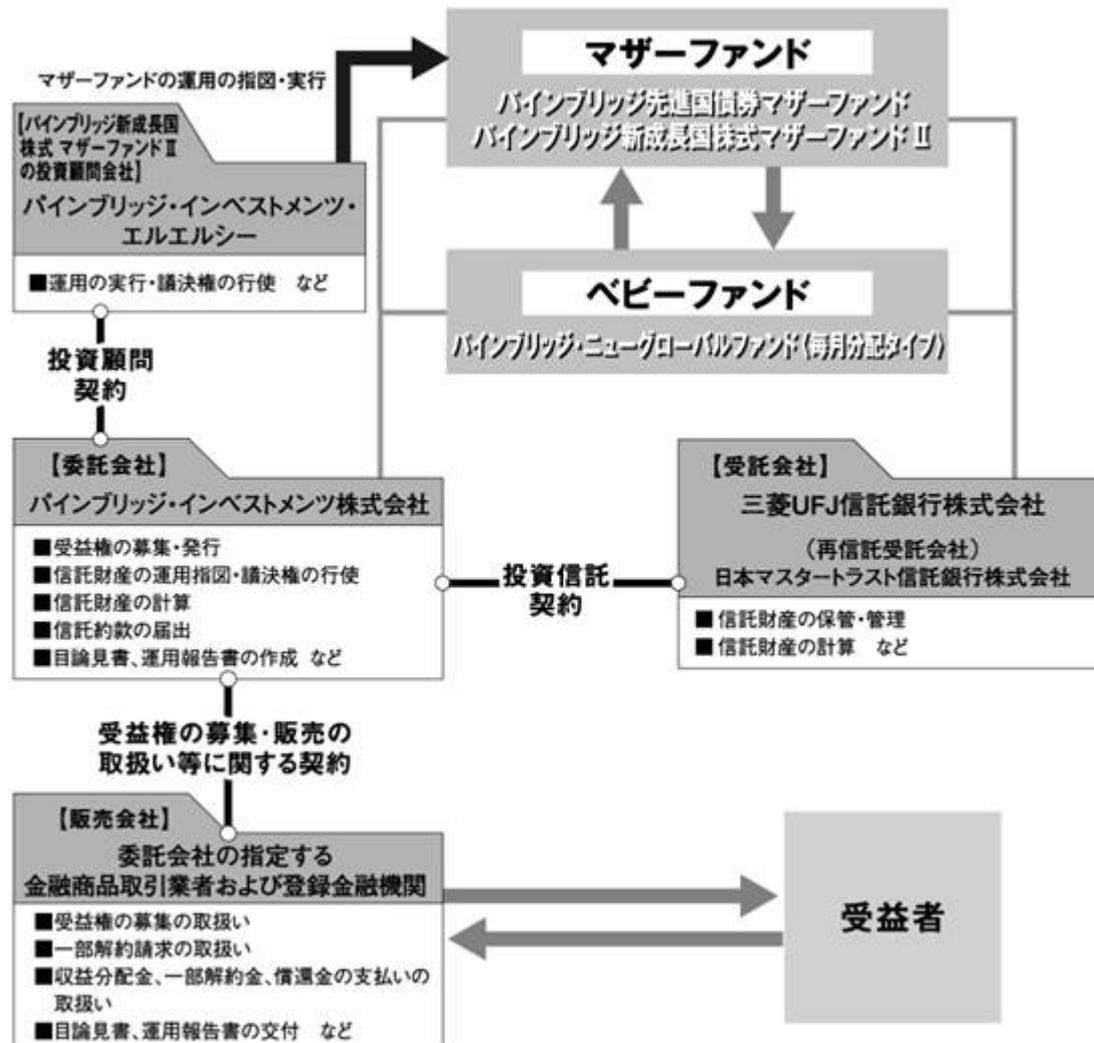
（２）【ファンドの沿革】

平成19年 6月 7日： ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

平成21年 12月 1日： ファンドの名称変更（「AIGニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>」から「パインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>」に変更。）

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



* 「投資信託契約」とは

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取決め等が定められています。

* 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」とは

委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

* 「投資顧問契約」とは

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用指図権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。

委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つ独立系資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関

投資家等に対する投資一任・助言と証券業務を展開しております。

資本金の額 2,150,000,000円（平成22年6月末現在）

会社の沿革

昭和61年 11月	当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
昭和62年 1月	エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。
平成 9年 2月	エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。
平成13年 7月	エイアイジー投信投資顧問株式会社に名称変更。
平成14年 4月	株式会社千代田投資顧問と合併。
平成19年 4月	A I G インベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
平成20年 4月	A I G インベストメンツ株式会社に名称変更。
平成20年 5月	エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（A I G 日本証券会社）との事業統合。
平成21年 12月	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

大株主の状況（平成22年6月末現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
Bridge Investment Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	41,000株	100%

Bridge Investment Holdings B.V. は、PineBridge Investments に属する日本法人の持株会社です。

当社が属する「PineBridge Investments」は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産運用サービスに専念しております。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、主として「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」および「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を通じて、高格付けの世界主要国（日本を除く）の国債および新成長国の株式への投資を通じて、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

- 1) 「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」に70%程度、「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」に30%程度投資することを基本資産配分とします。基本資産配分は、世界経済の発展等により、将来的に見直しを行うことがあります。
- 2) 「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」は、環太平洋圏および欧州圏の通貨分散を図りつつ先進主要国の国債に投資し、安定的なインカム収入の獲得を目指します。
- 3) 「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」は、今後の経済成長が期待できる新成長国の企業が発行した株式に分散投資し、魅力的なキャピタル収入の獲得を目指します。
- 4) 実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第24条、第25条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権（イ、ニ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

投資有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」および「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（ただし本邦通貨表示のものに限ることとし、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的信託にかかる受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り、有価証券にかかるとは限りません。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、有価証券に限りません。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。
23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの。

なお、前記1.の証券または証書および13.、および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および13.、および18.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

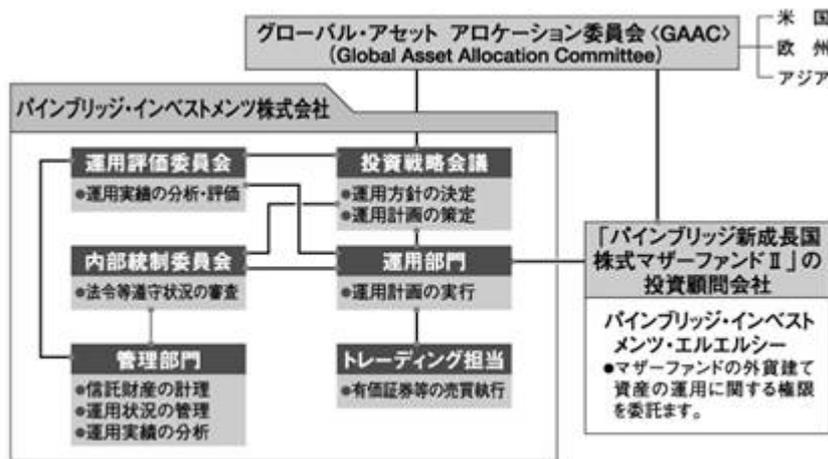
委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

委託会社の運用体制



1) グローバル・アセット アロケーション委員会

(Global Asset Allocation Committee <GAAC>)

世界中の運用拠点からの主要メンバーで構成されています。

毎月コンファレンス・コール形式で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析が行われます。

定期的に、一堂に会しての会議（オフサイト・ミーティング）も行われます。

2) 運用計画の決定と実行

月1回、投資戦略会議を開催し、GAACの方針に基づいたファンドの運用基本計画を決定します。

運用部門（21名）のファンドマネジャーは、具体的なポートフォリオを構築し、運用を実行します。

有価証券等の売買は、トレーディング担当（3名）において執行されます。

3) パフォーマンスの評価とリスク管理

運用評価部（3名）において、運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。

コンプライアンス部（5名）において、運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

4) ファンドの関係法人に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

ファンドの運用に関する権限の委託先に対しては、担当部署において外部委託先が行った日々の約定の確認を行うとともに、コンプライアンス部において運用状況のモニタリングを行い、必要に応じて改善を求めます。

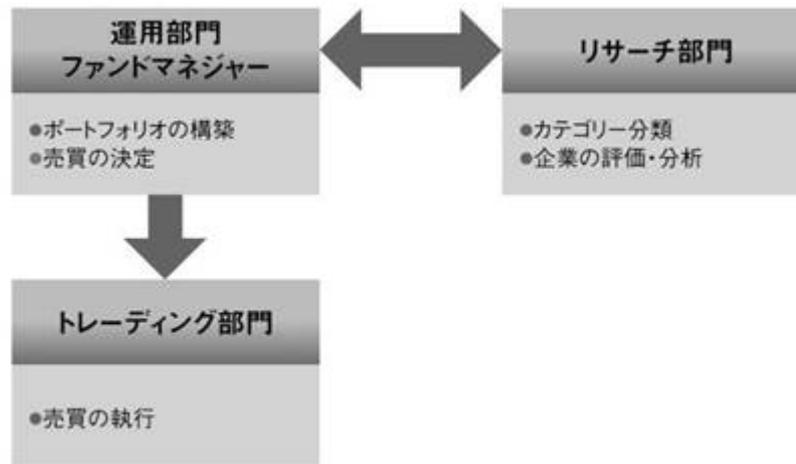
当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は、平成22年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

パインブリッジ新成長国株式マザーファンドの投資顧問会社の運用体制

当ファンドは、「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の運用に関する権限を、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに委託します。

同社における運用体制は、次の通りです。



前記運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

原則として、毎月17日（休業日の場合は翌営業日）に以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。以下同じ。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。以下同じ。）の全額とします。
- 2) 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。原則として毎決算時、利子・配当等収益を中心に分配を行います。
また、1・4・7・10月の決算時には売買益（評価益を含みます。）を利子・配当等収益に加算して分配することを目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され

ます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- 3) 前記1)に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(5)【投資制限】

〈1〉信託約款に定める投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。

信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うこと指図をすることができるものとします。
- 2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

有価証券先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)ならびに有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うこと指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 1. から6. までに掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建て有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建て資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 1. から6. までに掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 1. から6. までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建て資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図

をすることができます。

- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の株式等への投資制限

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と、マザーファンドの信

託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- 2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 3) 前記1) および2) において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前記1) において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2) 前記1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 前記1) において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

〈2〉法令等に基づく投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（ご参考）**〈1〉パインブリッジ先進国債券マザーファンドの概要****1．基本方針**

この投資信託は、主として日本を除く高格付けの世界主要国の国債に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

2．運用方法**（1）投資対象**

A格以上の格付けを有する世界各国の国債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

主として日本を除く世界主要国の高格付けの国債に投資し、安定したインカム収入の確保を目指して運用します。

環太平洋圏への組入比率50%、欧州圏への組入比率50%を基本通貨配分とし、各国の金利水準および為替水準等を勘案した上で、ポートフォリオを構築します。

外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。

組入対象となる世界主要国の国債は、A - またはA3格相当以上の格付けを取得している銘柄、またはそれに準ずる銘柄に限定します。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

株式への投資は、転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の転換あるいは行使により取得したもののへの投資に限るものとします。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款に定める範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款に定める範囲で行います。

《2》パインブリッジ新成長国株式マザーファンド の概要

1．基本方針

この投資信託は、主として世界の新興国の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

2．運用方法

（1）投資対象

世界の新興国の株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

主として世界の新興国の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析等によって長期的な成長が期待できる銘柄に分散投資します。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

組入外貨建て資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。

（3）投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への投資には制限を設けません。

有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款に定める範囲で行います。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、信託約款に定める範囲で行います。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドのリスク

当ファンドは主として2つのマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に先進国の公社債および新成長国の株式など値動きのある有価証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

なお、主要投資対象をマザーファンド受益証券とするため、マザーファンドが有する同様のリスクを間接的に受けることになります。

価格変動リスク

当ファンドが投資する公社債および株式は、一般に、経済、社会情勢、企業業績ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

為替変動リスク

当ファンドは外貨建ての公社債および株式に投資しますので、外貨建て資産を保有します。一般的に外国為替相場は、各国の金利動向、政治・経済情勢、需給その他要因により変動します。この影響を受け外貨建て資産の価額が変動し、基準価額が下落することがあります。

信用リスク

有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・償還金の支払不能または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け基準価額が下落することがあります。

金利変動リスク

金利変動による債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売買しようとする場合に当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。なお、新成長国への株式投資には、先進国と比較して政治・経済およびの社会情勢の変化が有価証券の価格および通貨取引に及ぼす影響が相対的に高い可能性があります。

その他のリスク・留意点

1) カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引、スワップ取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2) 有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3) 収益分配に関わるリスク

毎月の決算日に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

4) 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

- 5) 資産規模に関するリスク
当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。
- 6) 繰上償還に関わる留意点
ファンドの残存口数が5億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。
- 7) お申込み、解約等に関する留意点
取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でお申込みおよび解約の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消することがあります。
- 8) ファミリーファンド方式に関する留意点
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 9) クーリング・オフに関する留意点
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

- 1) 運用評価部
運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。
また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。
- 2) コンプライアンス部
運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。
- 3) 内部統制委員会
月1回開催、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。
- 4) 運用評価委員会
月1回以上開催、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

パインブリッジ新成長国株式マザーファンドの投資顧問会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

- 1) リスク管理部門においては、運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングし、問題点が発生した場合は、ファンドマネジャーに是正勧告を行うとともに売買監視委員会に報告します。
- 2) 売買監視委員会は、四半期毎にチェック状況等につき審議します。
- 3) パフォーマンス評価部門において、運用実績の評価分析を行い運用に反映します。
前記リスク管理体制等は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.00%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.365%（税抜年1.30%）の率を乗じて得た金額とします。なお、委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。

	各販売会社の純資産残高		
	200億円未満の部分	200億円以上 500億円未満の部分	500億円以上の部分
当ファンドの 信託報酬	1.3650%（税抜1.30%）		
（委託会社）	0.6615% （税抜0.63%）	0.6090% （税抜0.58%）	0.5565% （税抜0.53%）
（販売会社）	0.6300% （税抜0.60%）	0.6825% （税抜0.65%）	0.7350% （税抜0.70%）
（受託会社）	0.0735% （税抜0.07%）	0.0735% （税抜0.07%）	0.0735% （税抜0.07%）

上記は年率表示です。

「税」とは消費税等相当額をいいます。

販売会社の純資産残高は、「パインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>」と「パインブリッジ・ニューグローバルファンド<1年決算タイプ>」の合計額とします。

委託会社の受取る報酬には、ファンドの投資対象とするマザーファンドの運用の権限を委託する投資顧問会社への報酬、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。

「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の運用にかかる権限の委託先への報酬は、年率10,000分の45以内の率を乗じて得た額とし、マザーファンドの毎計算期間の末日において、委託会社が受取る報酬から支払うものとします。

信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額が、信託報酬支払い時に信託財産から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産から支弁します。

証券取引に伴う手数料等、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

前記（１）～（４）の費用・手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、前記7%（所得税7%）の税率は、平成24年1月1日からは15%（所得税15%）となります。

原則として、益金不算入制度は適用されません。

* 1 課税上の取扱いについて

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

* 2 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、「毎月分配タイプ」と「1年決算タイプ」の両タイプで取得する場合にはタイプ別に、個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

* 3 特別分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

前記は平成22年6月末現在のものであり、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成22年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,418,384,146	99.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8,273,712	0.58
合計(純資産総額)		1,426,657,858	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入上位銘柄

(平成22年6月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	パインブリッジ 先進国債券 マザーファンド	1,004,671,677	1.0235	1,028,281,462	0.9950	999,648,318	70.07
日本	親投資信託 受益証券	パインブリッジ 新成長国株式 マザーファンド	655,401,203	0.6783	444,558,636	0.6389	418,735,828	29.35

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

2. 種類別及び業種別投資比率

(平成22年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.42
合計	99.42

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産価額(円)		基準価額(円)	
第1特定期間末 (平成19年11月19日)	(分配付)	2,719,777,534	(分配付)	10,259
	(分配落)	2,621,664,272	(分配落)	9,809
第2特定期間末 (平成20年5月19日)	(分配付)	2,746,310,264	(分配付)	9,594
	(分配落)	2,695,850,563	(分配落)	9,414

第3特定期間末 (平成20年11月17日)	(分配付) 1,630,633,663 (分配落) 1,581,188,253	(分配付) 6,283 (分配落) 6,103
第4特定期間末 (平成21年 5月18日)	(分配付) 1,704,108,198 (分配落) 1,678,817,127	(分配付) 6,895 (分配落) 6,795
第5特定期間末 (平成21年11月17日)	(分配付) 1,761,285,010 (分配落) 1,746,905,632	(分配付) 7,609 (分配落) 7,549
第6特定期間末 (平成22年5月17日)	(分配付) 1,533,771,344 (分配落) 1,520,726,604	(分配付) 7,368 (分配落) 7,308
平成21年 6月末日	1,755,608,994	7,186
7月末日	1,782,413,219	7,367
8月末日	1,749,724,712	7,271
9月末日	1,747,898,853	7,319
10月末日	1,756,482,036	7,491
11月末日	1,670,776,116	7,253
12月末日	1,715,675,849	7,591
平成22年 1月末日	1,603,222,774	7,251
2月末日	1,563,574,341	7,159
3月末日	1,619,449,240	7,636
4月末日	1,620,200,147	7,758
5月末日	1,478,659,787	7,129
6月末日	1,426,657,858	6,942

特定期間末の純資産総額(分配付)および基準価額(分配付)は、当該特定期間末における純資産総額(分配落)および基準価額(分配落)の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しています。

基準価額は、10,000口当たりの基準価額を表示しています。

【分配の推移】

	期 間	分 配 金
第1特定期間	自 平成19年 6月 7日	450円
	至 平成19年11月19日	
第2特定期間	自 平成19年11月20日	180円
	至 平成20年 5月19日	
第3特定期間	自 平成20年 5月20日	180円
	至 平成20年11月17日	
第4特定期間	自 平成20年11月18日	100円
	至 平成21年 5月18日	
第5特定期間	自 平成21年 5月19日	60円
	至 平成21年11月17日	
第6特定期間	自 平成21年11月18日	60円
	至 平成22年 5月17日	

分配金は、10,000口当たりの分配金を表示しています。

【収益率の推移】

	期 間	収 益 率
第1特定期間	自 平成19年 6月 7日	2.6%
	至 平成19年11月19日	
第2特定期間	自 平成19年11月20日	2.2%
	至 平成20年 5月19日	
第3特定期間	自 平成20年 5月20日	33.3%
	至 平成20年11月17日	
第4特定期間	自 平成20年11月18日	13.0%
	至 平成21年 5月18日	
第5特定期間	自 平成21年 5月19日	12.0%
	至 平成21年11月17日	
第6特定期間	自 平成21年11月18日	2.4%
	至 平成22年 5月17日	

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。

収益率 = (当特定期間末分配落基準価額 + 当特定期間中分配金累計額 - 前特定期間末分配落基準価額) ÷ 前特定期間末分配落基準価額 × 100

ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに1万口当たり当初元本（10,000円）を用いております。

（４）【設定及び解約の実績】

		設定口数	解約口数
第1特定期間	自 平成19年 6月 7日 至 平成19年11月19日	2,691,969,050	19,175,302
第2特定期間	自 平成19年11月20日 至 平成20年 5月19日	254,720,629	63,761,885
第3特定期間	自 平成20年 5月20日 至 平成20年11月17日	26,847,135	299,940,896
第4特定期間	自 平成20年11月18日 至 平成21年 5月18日	5,812,614	125,919,189
第5特定期間	自 平成21年 5月19日 至 平成21年11月17日	2,305,998	158,768,993
第6特定期間	自 平成21年11月18日 至 平成22年5月17日	89,230	233,296,059

（注１）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（注２）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（ご参考）**マザーファンドの運用状況****〈1〉パインブリッジ先進国債券マザーファンド****（１）投資状況**

（平成22年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	5,135,902,424	25.35
	ドイツ	3,318,787,637	16.38
	オーストラリア	2,868,269,211	14.16
	フランス	2,371,134,446	11.70
	イギリス	2,030,418,746	10.02
	カナダ	2,021,303,740	9.98
	スウェーデン	1,935,844,612	9.55
	小計	19,681,660,816	97.14
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		578,506,392	2.86
合計（純資産総額）		20,260,167,208	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位銘柄（平成22年6月30日現在）

国/ 地域	種類	銘柄名 利率 償還日	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
フランス	国債 証券	FRANCE GOVERNMENT 5.000% 2016/10/25	12,650,000	12,592.49	1,592,951,134	12,461.95	1,576,436,922	7.78
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 7.500% 2016/11/15	13,500,000	11,461.61	1,547,317,447	11,592.91	1,565,043,530	7.72
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.750% 2017/8/15	14,770,000	10,059.11	1,485,731,173	10,230.50	1,511,044,850	7.46
オースト ラリア	国債 証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT 6.500% 2013/5/15	18,400,000	7,873.29	1,448,687,054	7,908.58	1,455,180,438	7.18
ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 6.000% 2016/6/20	8,500,000	13,271.33	1,128,063,520	13,293.17	1,129,920,116	5.58
ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4.250% 2014/1/4	8,650,000	11,999.99	1,037,999,730	12,002.32	1,038,201,163	5.12
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.875% 2012/2/15	10,720,000	9,490.18	1,017,348,136	9,481.51	1,016,418,600	5.02
ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4.500% 2013/1/4	8,600,000	11,839.02	1,018,156,216	11,799.71	1,014,775,769	5.01
カナダ	国債 証券	CANADIAN GOVERNMENT 5.250% 2013/6/1	10,700,000	9,129.92	976,901,842	9,183.78	982,664,614	4.85
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.250% 2013/8/15	9,900,000	9,679.53	958,273,968	9,730.05	963,275,654	4.75
スウェー デン	国債 証券	SWEDISH GOVERNMENT 6.750% 2014/5/5	65,500,000	1,351.70	885,367,137	1,340.86	878,263,875	4.33
フランス	国債 証券	FRANCE GOVERNMENT 8.500% 2023/4/25	4,800,000	16,832.39	807,955,049	16,556.19	794,697,524	3.92
イギリス	国債 証券	UK TREASURY 5.000% 2012/3/7	5,480,000	14,276.05	782,327,850	14,245.64	780,661,574	3.85
オースト ラリア	国債 証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT 6.250% 2014/6/15	9,200,000	7,872.61	724,280,903	7,930.99	729,651,375	3.60
オースト ラリア	国債 証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT 5.250% 2019/3/15	9,000,000	7,486.41	673,777,305	7,593.74	683,437,398	3.37
スウェー デン	国債 証券	SWEDISH GOVERNMENT 5.500% 2012/10/8	49,300,000	1,248.64	615,583,168	1,236.96	609,824,829	3.01
カナダ	国債 証券	CANADIAN GOVERNMENT 4.000% 2016/6/1	6,250,000	8,910.55	556,909,770	9,028.99	564,312,060	2.79
イギリス	国債 証券	UK TREASURY 9.000% 2011/7/12	3,280,000	14,552.53	477,323,154	14,446.01	473,829,215	2.34
スウェー デン	国債 証券	SWEDISH GOVERNMENT 5.250% 2011/3/15	38,290,000	1,176.97	450,665,105	1,169.38	447,755,908	2.21
カナダ	国債 証券	CANADIAN GOVERNMENT 4.500% 2015/6/1	4,560,000	9,115.76	415,679,035	9,217.87	420,334,952	2.07
イギリス	国債 証券	UK TREASURY 5.000% 2014/9/7	2,570,000	14,960.23	384,478,041	14,963.17	384,553,620	1.90
イギリス	国債 証券	UK TREASURY 4.500% 2019/3/7	2,120,000	14,441.10	306,151,370	14,574.31	308,975,557	1.53
ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4.000% 2016/7/4	1,120,000	12,093.87	135,451,431	12,133.08	135,890,589	0.67
イギリス	国債 証券	UK TREASURY 4.500% 2013/3/7	570,000	14,454.36	82,389,905	14,455.92	82,398,780	0.41
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 6.250% 2023/8/15	700,000	11,220.41	78,542,899	11,445.68	80,119,790	0.40
カナダ	国債 証券	CANADIAN GOVERNMENT 5.750% 2029/6/1	500,000	10,628.47	53,142,369	10,798.42	53,992,114	0.27

(注) 帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2. 種類別及び業種別投資比率

（平成22年6月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	97.14
合計	97.14

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率です。以下同じ。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《2》パインブリッジ新成長国株式マザーファンド

（1）投資状況（平成22年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	ブラジル	299,036,078	13.80
	韓国	290,287,321	13.40
	台湾	214,723,445	9.91
	中国	181,237,325	8.37
	インド	179,449,361	8.28
	南アフリカ	146,393,896	6.76
	香港	120,835,697	5.58
	ロシア	115,886,590	5.35
	メキシコ	113,516,372	5.24
	インドネシア	84,925,226	3.92
	ケイマン	82,952,791	3.83
	マレーシア	46,834,537	2.16
	タイ	39,434,031	1.82
	チリ	36,527,133	1.69
	トルコ	32,702,527	1.51
	オランダ	17,385,682	0.80
	バミューダ	16,822,649	0.78
	イギリス	14,362,883	0.66
	アイルランド	10,464,731	0.48
	ルクセンブルク	4,255,454	0.20
小計	2,048,033,729	94.54	
投資信託受益証券	アメリカ	33,218,754	1.53
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		85,100,909	3.93
合計（純資産総額）		2,166,353,392	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位30銘柄（平成22年6月30日現在）

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	半導体・半導体製造装置	1,210	57,915.00	70,077,150	56,628.00	68,519,880	3.16
香港	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	61,000	845.77	51,592,078	882.31	53,821,032	2.48
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	143,388	394.62	56,584,489	332.75	47,712,357	2.20
メキシコ	株式	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	電気通信サービス	10,300	4,355.87	44,865,465	4,293.04	44,218,410	2.04
中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-ADR	保険	6,270	5,792.01	36,315,938	5,794.55	36,331,861	1.68
インド	株式	DR. REDDY'S LABORATORIES	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	12,739	2,493.55	31,765,460	2,808.34	35,775,481	1.65
中国	株式	BANK OF CHINA LTD - H	銀行	771,000	45.48	35,065,080	45.13	34,802,091	1.61
香港	株式	CNOOC LTD	エネルギー	226,000	145.83	32,958,619	151.67	34,278,730	1.58
アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD EMERGING MARKET ETF	***	9,800	3,429.91	33,613,167	3,389.66	33,218,754	1.53
インドネシア	株式	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	公益事業	872,410	37.23	32,484,435	37.86	33,035,985	1.52
中国	株式	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA	銀行	495,000	65.03	32,193,018	65.26	32,305,581	1.49
インドネシア	株式	TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	エネルギー	190,500	177.71	33,854,539	168.30	32,061,150	1.48
南アフリカ	株式	STANDARD BANK GROUP LTD	銀行	26,168	1,266.10	33,131,548	1,206.72	31,577,705	1.46
ブラジル	株式	VALE SA	素材	14,209	2,393.65	34,011,443	2,197.85	31,229,321	1.44
韓国	株式	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	銀行	9,260	3,192.47	29,562,318	3,324.75	30,787,185	1.42
マレーシア	株式	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	銀行	159,900	194.90	31,165,149	190.57	30,472,590	1.41
ブラジル	株式	VALE SA-SP(ADR)	素材	13,800	2,396.47	33,071,319	2,204.03	30,415,707	1.40
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,750	10,796.50	29,690,375	10,868.00	29,887,000	1.38
メキシコ	株式	GENOMMA LAB INTERNACIONAL-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	98,401	278.70	27,424,407	296.61	29,187,163	1.35
ロシア	株式	ROSNEFT OJSC-GDR	エネルギー	52,550	641.44	33,707,894	546.80	28,734,676	1.33
インド	株式	INFOSYS TECHNOLOGIES -SP ADR	ソフトウェア・サービス	5,280	5,120.33	27,035,382	5,300.83	27,988,418	1.29
中国	株式	PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	276,000	99.94	27,584,074	99.48	27,458,550	1.27
インド	株式	CAIRN INDIA LIMITED	エネルギー	45,480	562.40	25,578,042	586.04	26,653,303	1.23
韓国	株式	LG DISPLAY CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8,820	3,158.41	27,857,254	3,010.15	26,549,523	1.23

南アフリカ	株式	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	素材	12,510	2,236.81	27,982,618	2,121.51	26,540,215	1.23
中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK - H	銀行	121,275	206.25	25,013,187	215.57	26,143,882	1.21
ロシア	株式	SBERBANK-CLS	銀行	119,120	221.39	26,373,047	216.33	25,769,658	1.19
ブラジル	株式	BANCO SANTANDER BRASIL-ADS	銀行	27,300	937.00	25,580,187	931.69	25,435,257	1.17
韓国	株式	HYUNDAI MOTOR CO LTD	自動車・自動車部品	2,500	10,331.75	25,829,375	10,153.00	25,382,500	1.17
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	19,447	1,443.74	28,076,606	1,270.49	24,707,413	1.14

（注）帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2. 種類別及び業種別投資比率（平成22年6月30日現在）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	銀行	16.83
		素材	13.79
		エネルギー	11.12
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.56
		電気通信サービス	5.38
		半導体・半導体製造装置	4.91
		資本財	4.66
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.65
		保険	3.34
		ソフトウェア・サービス	3.34
		食品・生活必需品小売り	3.28
		公益事業	3.10
		自動車・自動車部品	2.55
		食品・飲料・タバコ	2.54
		家庭用品・パーソナル用品	1.92
		運輸	1.75
		耐久消費財・アパレル	1.50
各種金融	1.42		
小売	1.14		
メディア	0.78		
投資信託受益証券			1.53
合計			96.07

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類および業種の時価比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

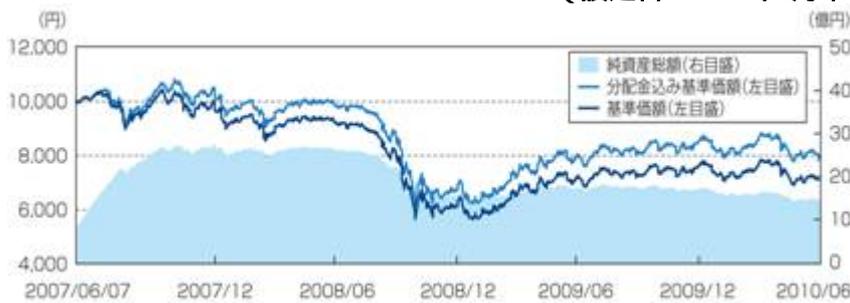
該当事項はありません。

《参考情報》

基準価額・純資産の推移

(設定日～2010年6月末)

(2010年6月末現在)



基準価額	6,942円
純資産総額	1,426百万円

上記の分配金込み基準価額は、過去に支払われた分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

分配の推移（1万口あたり、課税前）

2010年6月	10円	2009年12月	10円
5月	10円	11月	10円
4月	10円	10月	10円
3月	10円	9月	10円
2月	10円	8月	10円
1月	10円	7月	10円

直近1年間累計	120円
設定来累計	1,040円

主要な資産の状況

パインブリッジ 先進国債 マザーファンド	70.07%
パインブリッジ 新成長国株式 マザーファンド	29.35%
キャッシュ等	0.58%

マザーファンドの主要な資産の状況（2010年6月末現在）

国別投資比率 (上位5カ国)	パインブリッジ 先進国債 マザーファンド		パインブリッジ 新成長国 株式マザーファンド	
		比率 (%)		比率 (%)
国別投資比率 (上位5カ国)	アメリカ	25.35	ブラジル	13.80
	ドイツ	16.38	韓国	13.40
	オーストラリア	14.16	台湾	9.91
	フランス	11.70	中国	8.37
	イギリス	10.02	インド	8.28
主要投資対象 (組入上位5銘柄)	FRANCE GOVERNMENT 5.000% 2016/10/25	7.78	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD (半導体・半導体製造装置)	3.16
	US TREASURY N/B 7.500% 2016/11/15	7.72	CHINA MOBILE LTD (電気通信サービス)	2.48
	US TREASURY N/B 4.750% 2017/8/15	7.46	HON HAI PRECISION INDUSTRY (テクノロジー・ハードウェアおよび機器)	2.20
	AUSTRALIAN GOVERNMENT 6.500% 2013/5/15	7.18	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L (電気通信サービス)	2.04
	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND 6.000% 2016/6/20	5.58	CHINA LIFE INSURANCE CO-ADR (保険)	1.68

比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

年間収益率の推移（過去10年間／暦年ベース）



ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2007年は設定日から年末まで、2010年は年初から6月までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 取得申込の受付

受益権の取得申込は、原則として、販売会社の営業日に受付けます。

お申込みの受付時間は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとなります。

運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得のお申込みを受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

(2) 申込単位・申込価額

申込単位

お申込単位は、販売会社が定めるものとします。

収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として、取得申込手続完了後のお申込みコースの変更はできません。

販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、お申込単位、お取扱いコースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社に問い合わせることにより、知ることができます。

申込価額

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.15%（税抜3.00%）*の率を上限として各販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料を加算した価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社に問い合わせることにより、知ることができます。

*「税」とは、消費税等相当額をいいます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 解約請求の受付

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求は、原則として、販売会社の営業日に受付けます。

解約請求の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すことがあります。

前記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、後記(2)解約価額の規定に準じて算出された価額とします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数

の減少の記載または記録が行われます。

（２）解約価額

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約の価額は、委託会社の営業日に日々算出され、当該価額は販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

解約代金のお支払いは、解約の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目からとします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

組入マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日におけるマザーファンドの基準価額により評価します。

マザーファンドにおける組入外国公社債の評価は、原則として計算日の前営業日付の証券会社・銀行等が提示する価額（ただし、売気配相場を除く）、または価格情報会社の提供する価額のいずれかにより評価します。

マザーファンドにおける組入外国株式の評価は、原則として取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

マザーファンドにおける外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

無期限とします。

ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（５）その他 信託の終了をご参照ください。）

（４）【計算期間】

原則として、毎月18日から翌月17日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（５）【その他】

信託の終了

１）投資信託契約の解約

１．委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が5億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を

監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の投資信託契約の解約をしません。
 5. 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 6. 前記3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3. の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 2) 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了
1. 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 2. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記信託約款の変更4. に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

3) 受託会社の辞任および解任の場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前記1) の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前記2) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前記3) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1) の信託約款を変更しません。
- 5) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受

益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1)から5)までの規定にしたがいます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

運用経過のご報告について

委託会社は、原則として、6ヵ月毎（5月、11月）および償還時に「運用報告書」を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

また、このほか直近の運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ

<http://www.pinebridge.co.jp/>

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係会社との契約の更改

- 1) 「販売会社との契約」

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

- 2) 「投資顧問会社との契約」

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用指図権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告、報酬等が定められています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

収益分配金に対する請求権

分配金受取りコースの収益分配金

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースの収益分配金

収益分配金は、原則として、税引き後、無手数料で毎計算期間終了日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求する権利を有します。

一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社において支払われます。

償還金に対する請求権

受益者は償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間（平成21年5月19日から平成21年11月17日まで）及び第6特定期間（平成21年11月18日から平成22年5月17日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。
- (4)平成21年12月1日をもって、当ファンドの投資信託委託会社は、「A I G インベストメンツ株式会社」から「パインブリッジ・インベストメンツ株式会社」に商号を変更いたしました。
- (5)平成21年12月1日をもって、当ファンドの名称を「A I G ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>」から「パインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>」に変更いたしました。
また、当ファンドの投資対象である「A I G 先進国債券マザーファンド」及び「A I G 新成長国株式マザーファンド」も、平成21年12月1日をもって、名称を「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」及び「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」に変更いたしました。

1【財務諸表】

パインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5特定期間 (平成21年11月17日現在)	第6特定期間 (平成22年5月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,978,018	11,902,622
親投資信託受益証券	1,739,146,641	1,512,566,267
未収利息	28	26
流動資産合計	1,752,124,687	1,524,468,915
資産合計	1,752,124,687	1,524,468,915
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,313,634	2,080,882
未払解約金	999,999	-
未払受託者報酬	102,600	89,462
未払委託者報酬	1,802,822	1,571,967
流動負債合計	5,219,055	3,742,311
負債合計	5,219,055	3,742,311
純資産の部		
元本等		
元本	2,314,089,161	2,080,882,332
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	567,183,529	560,155,728
（分配準備積立金）	19,667,684	28,507,755
元本等合計	1,746,905,632	1,520,726,604
純資産合計	1,746,905,632	1,520,726,604
負債純資産合計	1,752,124,687	1,524,468,915

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5特定期間 自 平成21年 5月19日 至 平成21年11月17日	第6特定期間 自 平成21年11月18日 至 平成22年 5月17日
営業収益		
受取利息	12,411	3,739
有価証券売買等損益	209,197,314	27,580,374
営業収益合計	209,209,725	27,576,635
営業費用		
受託者報酬	648,014	598,740
委託者報酬	11,386,389	10,520,644
営業費用合計	12,034,403	11,119,384
営業利益又は営業損失（ ）	197,175,322	38,696,019
経常利益又は経常損失（ ）	197,175,322	38,696,019
当期純利益又は当期純損失（ ）	197,175,322	38,696,019
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	482,478	46,054
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	791,735,029	567,183,529
剰余金増加額又は欠損金減少額	42,862,571	58,837,269
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	42,862,571	58,837,269
剰余金減少額又は欠損金増加額	624,537	22,655
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	624,537	22,655
分配金	14,379,378	13,044,740
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	567,183,529	560,155,728

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5特定期間 自 平成21年 5月19日 至 平成21年11月17日	第6特定期間 自 平成21年11月18日 至 平成22年 5月17日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額で評価し ております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成21年5月17日が休日のため、 前特定期間末日を平成21年5月18 日としており、このため当特定期 間は183日となっております。	-

(貸借対照表に関する注記)

項目	第5特定期間 (平成21年11月17日現在)	第6特定期間 (平成22年5月17日現在)
1. 期首元本額	2,470,552,156円	2,314,089,161円
期中追加設定元本額	2,305,998円	89,230円
期中一部解約元本額	158,768,993円	233,296,059円
2. 特定期間末日におけ る受益権の総数	2,314,089,161口	2,080,882,332口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 567,183,529円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 560,155,728円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第5特定期間 自 平成21年 5月19日 至 平成21年11月17日	第6特定期間 自 平成21年11月18日 至 平成22年 5月17日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	1,213,271円	1,096,812円
2. 分配金の計算過程	[平成21年5月19日から 平成21年6月17日までの 計算期間]	[平成21年11月18日から 平成21年12月17日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	5,538,265円	3,325,437円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	6,062,819円	5,652,603円
分配準備積立金額	7,127,083円	19,425,748円
当ファンドの分配対象収益額	18,728,167円	28,403,788円
当ファンドの期末残存口数	2,456,078,638口	2,285,637,996口
1万口当たり収益分配対象額	76.25円	124.27円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	2,456,078円	2,285,637円
外国所得税控除額	382円	429円
	[平成21年6月18日から 平成21年7月17日までの 計算期間]	[平成21年12月18日から 平成22年 1月18日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	4,036,029円	5,416,541円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	6,035,225円	5,533,982円
分配準備積立金額	10,153,598円	20,035,219円
当ファンドの分配対象収益額	20,224,852円	30,985,742円
当ファンドの期末残存口数	2,443,305,548口	2,237,556,978口
1万口当たり収益分配対象額	82.77円	138.48円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	2,443,305円	2,237,556円
外国所得税控除額	383円	0円
	[平成21年7月18日から 平成21年8月17日までの 計算期間]	[平成22年1月19日から 平成22年2月17日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	5,531,625円	3,188,895円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	5,969,033円	5,421,794円
分配準備積立金額	11,617,629円	22,741,892円
当ファンドの分配対象収益額	23,118,287円	31,352,581円
当ファンドの期末残存口数	2,416,472,143口	2,192,060,301口
1万口当たり収益分配対象額	95.66円	143.02円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	2,416,472円	2,192,060円

外国所得税控除額	430円	0円
	[平成21年8月18日から 平成21年9月17日まで の計算期間]	[平成22年2月18日から 平成22年3月17日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	5,148,491円	4,154,012円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	5,912,341円	5,299,583円
分配準備積立金額	14,581,130円	23,202,694円
当ファンドの分配対象収益額	25,641,962円	32,656,289円
当ファンドの期末残存口数	2,392,081,896口	2,142,578,407口
1万口当たり収益分配対象額	107.19円	152.41円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	2,392,081円	2,142,578円
外国所得税控除額	467円	0円
	[平成21年9月18日から 平成21年10月19日まで の計算期間]	[平成22年3月18日から 平成22年4月19日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	5,122,707円	5,142,276円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	5,832,873円	5,210,256円
分配準備積立金額	17,104,917円	24,789,027円
当ファンドの分配対象収益額	28,060,497円	35,141,559円
当ファンドの期末残存口数	2,359,925,676口	2,106,456,846口
1万口当たり収益分配対象額	118.90円	166.82円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	2,359,925円	2,106,456円
外国所得税控除額	455円	0円
	[平成21年10月20日から 平成21年11月17日まで の計算期間]	[平成22年4月20日から 平成22年5月17日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	2,501,897円	3,101,632円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	5,722,819円	5,147,021円
分配準備積立金額	19,479,421円	27,487,005円
当ファンドの分配対象収益額	27,704,137円	35,735,658円
当ファンドの期末残存口数	2,314,089,161口	2,080,882,332口
1万口当たり収益分配対象額	119.71円	171.73円
1万口当たり分配金額	10.00円	10.00円
収益分配金金額	2,314,089円	2,080,882円
外国所得税控除額	455円	0円

(金融商品に関する注記)

追加情報

第5特定期間 自 平成21年 5月19日 至 平成21年11月17日	第6特定期間 自 平成21年11月18日 至 平成22年 5月17日
-	当特定期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

金融商品の状況に関する事項

項目	第6特定期間 自 平成21年11月18日 至 平成22年 5月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第6特定期間 (平成22年5月17日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第5特定期間 (平成21年11月17日現在)		第6特定期間 (平成22年5月17日現在)
	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,739,146,641	4,195,143	61,863,340
合計	1,739,146,641	4,195,143	61,863,340

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	第5特定期間 (平成21年11月17日現在)	第6特定期間 (平成22年5月17日現在)
1口当たり純資産額	0.7549円	0.7308円
(1万口当たり純資産額)	(7,549円)	(7,308円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成22年5月17日現在）

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	パインブリッジ先進国債券マザーファンド	1,033,600,652	1,065,228,831	
		パインブリッジ新成長国株式マザーファンド	646,347,979	447,337,436	
合計			1,679,948,631	1,512,566,267	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」および「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ先進国債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1) 貸借対照表

区分	注記事項	(平成21年11月17日現在)	(平成22年5月17日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		89,430,172	141,155,668
金銭信託		632,738	827,323
コール・ローン		316,410,058	259,224,125
国債証券		19,732,278,771	20,195,574,165
未収利息		287,520,322	337,140,984
前払費用		8,866,893	1,480,656
流動資産合計		20,435,138,954	20,935,402,921
資産合計		20,435,138,954	20,935,402,921
負債の部			
負債合計		-	-
純資産の部			
元本等			
元本		19,237,179,778	20,313,752,895
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		1,197,959,176	621,650,026
元本等合計		20,435,138,954	20,935,402,921
純資産合計		20,435,138,954	20,935,402,921
負債純資産合計		20,435,138,954	20,935,402,921

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月26日から11月25日まで、および11月26日から翌年5月25日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年 5月19日 至 平成21年11月17日	自 平成21年11月18日 至 平成22年 5月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年11月17日現在)	(平成22年5月17日現在)
1. 期首元本額	16,594,712,547円	19,237,179,778円
期中追加設定元本額	2,770,676,850円	1,349,392,402円
期中一部解約元本額	128,209,619円	272,819,285円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ世界国債インカムオープン「毎月タイプ」	13,589,905,313円	14,840,524,721円
パインブリッジ世界国債インカムオープン「年金タイプ」	1,615,340,037円	1,530,887,579円
パインブリッジ・イレブンプラス <毎月決算型>	2,411,346,720円	2,428,933,855円
パインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>	1,122,421,007円	1,033,600,652円
パインブリッジ・ニューグローバルファンド<1年決算タイプ>	211,420,585円	196,937,696円
パインブリッジ・ニューワールドバランスファンド	286,746,116円	282,868,392円
合計	19,237,179,778円	20,313,752,895円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	19,237,179,778口	20,313,752,895口

(金融商品に関する注記)

追加情報

自 平成21年 5月19日 至 平成21年11月17日	自 平成21年11月18日 至 平成22年 5月17日
-	当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成21年11月18日 至 平成22年 5月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、国債証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成22年5月17日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(平成21年11月17日現在)		(平成22年5月17日現在)
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益 に含まれた評価差額	当計算期間の損益 に含まれた評価差額
国債証券	19,732,278,771	40,572,222	36,168,837
合計	19,732,278,771	40,572,222	36,168,837

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	自 平成21年 5月19日 至 平成21年11月17日
1.取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。
2.取引に対する取組方針	為替予約取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
3.取引の利用目的	為替予約取引は、外貨建資産の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4.取引に係るリスク内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、法令等諸規則および信託約款に従い、運用担当者が執行し、運用管理部門においてモニタリングし、問題があると判断した場合には速やかに対応できる体制となっております。
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(平成21年11月17日現在)	(平成22年5月17日現在)
1口当たり純資産額	1.0623円	1.0306円
(1万口当たり純資産額)	(10,623円)	(10,306円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成22年5月17日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄		券面総額	評価額	備考
米国ドル	国債証券	US TREASURY N/B	4.8750% 02/15/2012	10,720,000.00	11,502,238.40	
		US TREASURY N/B	4.2500% 08/15/2013	9,900,000.00	10,806,444.00	
		US TREASURY N/B	7.5000% 11/15/2016	13,500,000.00	17,351,685.00	
		US TREASURY N/B	4.7500% 08/15/2017	14,770,000.00	16,592,027.20	
		US TREASURY N/B	6.2500% 08/15/2023	700,000.00	873,033.00	
		計			49,590,000.00	57,125,427.60
					(5,269,249,441)	
小計					57,125,427.60	
					(5,269,249,441)	
カナダ・ドル	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	5.2500% 06/01/2013	10,700,000.00	11,633,040.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	4.5000% 06/01/2015	4,560,000.00	4,934,011.20	
		CANADIAN GOVERNMENT	4.0000% 06/01/2016	6,250,000.00	6,606,562.50	
		CANADIAN GOVERNMENT	5.7500% 06/01/2029	500,000.00	630,035.00	
		計			22,010,000.00	23,803,648.70
					(2,116,858,478)	
小計					23,803,648.70	
					(2,116,858,478)	
ユーロ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4.5000% 01/04/2013	8,600,000.00	9,441,931.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4.2500% 01/04/2014	8,650,000.00	9,593,879.35	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	6.0000% 06/20/2016	8,500,000.00	10,367,450.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4.0000% 07/04/2016	1,120,000.00	1,244,358.08	
		FRANCE GOVERNMENT	5.0000% 10/25/2016	12,650,000.00	14,628,763.60	
		FRANCE GOVERNMENT	8.5000% 04/25/2023	4,200,000.00	6,419,166.60	
		計			43,720,000.00	51,695,549.03
					(5,886,572,168)	
小計					51,695,549.03	
					(5,886,572,168)	
英国ポンド	国債証券	UK TREASURY	9.0000% 07/12/2011	3,280,000.00	3,591,636.08	
		UK TREASURY	5.0000% 03/07/2012	5,480,000.00	5,878,417.92	
		UK TREASURY	4.5000% 03/07/2013	570,000.00	617,357.88	
		UK TREASURY	5.0000% 09/07/2014	2,570,000.00	2,867,621.42	
		UK TREASURY	4.5000% 03/07/2019	2,120,000.00	2,263,373.48	
		計			14,020,000.00	15,218,406.78
					(2,026,787,414)	
小計					15,218,406.78	
					(2,026,787,414)	
スウェーデン・クローナ	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	5.2500% 03/15/2011	38,290,000.00	39,741,191.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	5.5000% 10/08/2012	49,300,000.00	54,200,420.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	6.7500% 05/05/2014	55,500,000.00	65,930,503.50	
		計			143,090,000.00	159,872,114.50
					(1,900,879,441)	
小計					159,872,114.50	
					(1,900,879,441)	

オーストラ リア・ドル	国債 証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6.5000%	05/15/2013	17,650,000.00	18,362,195.15
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6.2500%	06/15/2014	9,200,000.00	9,551,081.20
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5.2500%	03/15/2019	9,000,000.00	8,865,054.00
小計	計				35,850,000.00	36,778,330.35
						(2,995,227,223)
						36,778,330.35
合計						(2,995,227,223)
						20,195,574,165
						(20,195,574,165)

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計欄の記載は邦貨額であり、()内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米国ドル	国債証券 5銘柄	100.0%	26.1%
カナダ・ドル	国債証券 4銘柄	100.0%	10.5%
ユーロ	国債証券 6銘柄	100.0%	29.2%
英国ポンド	国債証券 5銘柄	100.0%	10.0%
スウェーデン・クローナ	国債証券 3銘柄	100.0%	9.4%
オーストラリア・ドル	国債証券 3銘柄	100.0%	14.8%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(平成21年11月17日現在)	(平成22年5月17日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		83,517,747	67,942,858
コール・ローン		10,958,895	25,889,094
株式		4,722,297,762	2,219,199,129
投資信託受益証券		-	24,516,377
社債券		4,357,413	-
派生商品評価勘定		37,700	46,867
未収入金		18,290,288	12,889,699
未収配当金		310,500	2,144,338
未収利息		24	56
流動資産合計		4,839,770,329	2,352,628,418
資産合計		4,839,770,329	2,352,628,418
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		27,116	58,293
未払金		12,458,660	12,777,297
未払解約金		8,000,000	-
流動負債合計		20,485,776	12,835,590
負債合計		20,485,776	12,835,590
純資産の部			
元本等			
元本		7,030,477,583	3,380,552,265
剰余金			
剰余金又は欠損金()		2,211,193,030	1,040,759,437
元本等合計		4,819,284,553	2,339,792,828
純資産合計		4,819,284,553	2,339,792,828
負債純資産合計		4,839,770,329	2,352,628,418

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月18日から11月17日まで、および11月18日から翌年5月17日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年 5月19日 至 平成21年11月17日	自 平成21年11月18日 至 平成22年 5月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として市場終値を、計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場等がない場合には、直近の日の最終相場等で、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。</p> <p>(2)社債券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。</p>	<p>(1)株式 同左</p> <p>(2)社債券 同左</p> <p>(3)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年11月17日現在)	(平成22年5月17日現在)
1. 期首元本額	8,322,737,506円	7,030,477,583円
期中追加設定元本額	33,394,868円	75,719,101円
期中一部解約元本額	1,325,654,791円	3,725,644,419円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ・ニューグローバル ファンド<毎月分配タイプ>	797,664,196円	646,347,979円
パインブリッジ・ニューグローバル ファンド<1年決算タイプ>	142,775,099円	124,514,401円
パインブリッジ新成長国株式ファン ド	92,913,077円	88,639,011円
パインブリッジ新成長国ダブルプラ ス<毎月分配タイプ>	1,318,153,086円	1,198,279,076円
パインブリッジ新成長国ダブルプラ ス<1年決算タイプ>	131,172,240円	139,769,112円
パインブリッジ・ニューワールドバ ランスファンド	201,596,235円	176,649,233円
パインブリッジ新成長国株式ファン ド（適格機関投資家向け）	2,885,080,551円	- 円
パインブリッジ新成長国株式ファン ドFOFs専用（適格機関投資家専用）	1,461,123,099円	1,006,353,453円
合計	7,030,477,583円	3,380,552,265円
2. 本報告書における開示対象ファンド の特定期間末日における当該親投資 信託の受益権の総数	7,030,477,583口	3,380,552,265口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は2,211,193,030 円であります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は1,040,759,437 円であります。

(金融商品に関する注記)

追加情報

自 平成21年 5月19日 至 平成21年11月17日	自 平成21年11月18日 至 平成22年 5月17日
-	当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成21年11月18日 至 平成22年 5月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、株式、投資信託受益証券、社債券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成22年5月17日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、「（デリバティブ取引等に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(平成21年11月17日現在)		(平成22年5月17日現在)
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	4,722,297,762	949,468,941	21,343,934
投資信託受益証券	-	-	2,329,890
社債券	4,357,413	420,366	-
合計	4,726,655,175	949,048,575	23,673,824

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	自 平成21年 5月19日 至 平成21年11月17日
1.取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。
2.取引に対する取組方針	為替予約取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
3.取引の利用目的	為替予約取引は、外貨建資産の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4.取引に係るリスク内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、法令等諸規則および信託約款に従い、運用担当者が執行し、運用管理部門においてモニタリングし、問題があると判断した場合には速やかに対応できる体制となっております。
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(平成21年11月17日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米国ドル	8,945,000	-	8,914,000	31,000
	英国ポンド	4,816,326	-	4,843,442	27,116
	買建				
	米国ドル	4,816,326	-	4,823,026	6,700
合計		18,577,652	-	18,580,468	10,584

区分	種類	（平成22年5月17日現在）			
		契約額等 （円）	うち1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米国ドル	3,515,581	-	3,489,975	25,606
	南アフリカ・ランド	1,206,573	-	1,185,312	21,261
	買建				
	米国ドル	1,206,573	-	1,188,904	17,669
	南アフリカ・ランド	3,515,581	-	3,474,957	40,624
合計		9,444,308	-	9,339,148	11,426

(注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(平成21年11月17日現在)	(平成22年5月17日現在)
1口当たり純資産額	0.6855円	0.6921円
(1万口当たり純資産額)	(6,855円)	(6,921円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成22年5月17日現在）

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
米国ドル	LUKOIL-SPON ADR	8,140	52.50	427,350.00	
	PETROLEO BRASILEIRO SA-ADR	23,646	37.65	890,271.90	
	ROSNEFT OJSC-GDR	37,140	7.26	269,636.40	
	MAGNITOGORS-SPON GDR REGS	15,879	11.75	186,578.25	
	MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR	12,380	16.34	202,289.20	
	TERNIUM SA-SPONSORED ADR	2,910	34.51	100,424.10	
	VALE SA-SP(ADR)	8,900	27.65	246,085.00	
	MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS	10,090	18.50	186,665.00	
	COMPANHIA DE BEBIDAS-PRF ADR	2,130	98.27	209,315.10	
	FOMENTO ECONOMICO MEX SAB DE CV-SP ADR	3,704	44.36	164,309.44	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	6,170	56.80	350,456.00	
	CREDICORP LTD	2,460	84.49	207,845.40	
	HDFC BANK LTD-ADR	1,510	146.40	221,064.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-ADR	27,622	20.00	552,440.00	
	SBERBANK-CLS	98,380	2.55	250,869.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-ADR	5,170	64.73	334,654.10	
	INFOSYS TECHNOLOGIES-SP ADR	5,280	57.87	305,553.60	
	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	10,300	49.23	507,069.00	
	RUSHYDRO-CLS	3,992,460	0.05	211,600.38	
	小計		4,274,271		5,824,475.87
				(537,249,654)	
メキシコ・ペソ	ALFA S.A.B.-A	13,700	93.34	1,278,758.00	
	CORPORACION GEO SAB-SER B	54,450	36.99	2,014,105.50	
	GENOMMA LAB INTERNACIONAL-B	98,401	40.45	3,980,320.45	
小計		166,551		7,273,183.95	
				(53,312,438)	
ブラジル・レアル	GERDAU SA-PREF	13,300	25.80	343,140.00	
	MMX MINERACAO E METALICOS SA	33,470	10.65	356,455.50	
	VALE SA	14,209	48.90	694,820.10	
	MRV ENGENHARIA	27,262	11.06	301,517.72	
	HYPERMARCAS S.A	24,806	24.22	600,801.32	
	BANCO DO BRASIL SA	15,000	26.65	399,750.00	
	BM&FBOVESPA SA	14,200	11.51	163,442.00	
	TOTVS SA	1,900	118.00	224,200.00	
小計		144,147		3,084,126.64	
				(158,123,172)	
チリ・ペソ	LAN AIRLINES SA	10,803	9,948.90	107,477,966.70	
	CENCOSUD SA	47,300	2,134.90	100,980,770.00	
小計		58,103		208,458,736.70	
				(35,896,594)	
英国ポンド	DRAGON OIL PLC	18,724	4.40	82,385.60	
	小計	18,724		82,385.60	
				(10,972,114)	
トルコ・リラ	TURK HAVA YOLLARI AO	57,910	4.60	266,386.00	
	TURKIYE IS BANKASI-C	84,798	4.85	411,270.30	
	小計	142,708		677,656.30	
				(40,517,070)	
ハンガリー・フォリント	OTP BANK NYRT	5,520	6,338.00	34,985,760.00	

小計		5,520		34,985,760.00
				(14,431,626)
ポーランド・ズロチ	KGHM POLSKA MIEDZ SA	3,670	101.00	370,670.00
小計		3,670		370,670.00
				(10,527,028)
香港ドル	CNOOC LTD	183,000	12.90	2,360,700.00
	PETROCHINA CO LTD-H	276,000	8.79	2,426,040.00
	BEIJING ENTERPRISES HLDGS	31,500	50.00	1,575,000.00
	PARKSON RETAIL GROUP LTD	96,500	11.40	1,100,100.00
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	73,000	22.75	1,660,750.00
	BAWANG INTERNATIONAL GROUP	140,000	5.70	798,000.00
	BANK OF CHINA LTD - H	771,000	4.00	3,084,000.00
	CHINA MERCHANTS BANK - H	121,275	18.14	2,199,928.50
	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA	495,000	5.72	2,831,400.00
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	26,500	62.10	1,645,650.00
	TENCENT HOLDINGS LTD	16,000	161.30	2,580,800.00
	DIGITAL CHINA HOLDINGS LTD	67,161	11.68	784,440.48
	ZTE CORP-H	34,000	28.10	955,400.00
	ZTE CORP-H(NEW)	17,000	28.10	477,700.00
	CHINA MOBILE LTD	53,500	74.45	3,983,075.00
小計		2,401,436		28,462,983.98
				(337,001,730)
マレーシア・リンギット	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	89,800	14.40	1,293,120.00
	TENAGA NASIONAL BHD	71,700	8.50	609,450.00
小計		161,500		1,902,570.00
				(54,489,604)
タイ・バーツ	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	8,500	620.00	5,270,000.00
	PTT PCL/FOREIGN	19,700	256.00	5,043,200.00
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	46,600	90.25	4,205,650.00
小計		74,800		14,518,850.00
				(41,233,534)
インドネシア・ルピア	TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	138,500	18,200.00	2,520,700,000.00
	BANK MANDIRI	417,000	5,400.00	2,251,800,000.00
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	569,410	3,825.00	2,177,993,250.00
小計		1,124,910		6,950,493,250.00
				(70,895,031)
韓国ウォン	SK ENERGY CO LTD	650	109,000.00	70,850,000.00
	POSCO	720	464,000.00	334,080,000.00
	HYUNDAI MOTOR CO LTD	2,890	144,500.00	417,605,000.00
	LG ELECTRONICS INC	1,650	111,500.00	183,975,000.00
	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	600	309,500.00	185,700,000.00
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	9,260	44,650.00	413,459,000.00
	WOORI FINANCE HOLDINGS CO LTD	8,773	16,350.00	143,438,550.00
	LG DISPLAY CO LTD	4,830	45,550.00	220,006,500.00
	SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	3,260	151,000.00	492,260,000.00
	SAMSUNG SDI CO LTD	1,050	166,000.00	174,300,000.00
	HYNIX SEMICONDUCTOR INC	7,120	26,600.00	189,392,000.00
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	1,210	810,000.00	980,100,000.00
小計		42,013		3,805,166,050.00
				(307,076,900)
台湾ドル	FORMOSA CHEM & FIBRE	70,000	77.40	5,418,000.00
	TAIWAN CEMENT CORPORATION	185,380	26.90	4,986,722.00

	TAIWAN FERTILIZER CO LTD	97,000	96.70	9,379,900.00	
	GINTECH ENERGY CORP	84,000	90.50	7,602,000.00	
	CHINATRUST FINANCIAL HOLDING	343,701	17.50	6,014,767.50	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	98,000	51.00	4,998,000.00	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	143,388	143.50	20,576,178.00	
	LARGAN PRECISION CO LTD	19,000	515.00	9,785,000.00	
	WISTRON CORP	98,000	56.90	5,576,200.00	
	MEDIATEK INC	23,447	525.00	12,309,675.00	
小計		1,161,916		86,646,442.50	
				(252,141,147)	
インド・ルピー	CAIRN INDIA LIMITED	45,480	291.40	13,252,872.00	
	JINDAL STEEL & POWER LTD	16,300	650.85	10,608,855.00	
	LARSEN & TOUBRO LTD	6,830	1,529.35	10,445,460.50	
	TATA MOTORS LTD	11,200	816.25	9,142,000.00	
	DR. REDDY'S LABORATORIES	12,739	1,292.00	16,458,788.00	
	PUNJAB NATIONAL BANK	5,230	1,010.05	5,282,561.50	
	GVK POWER & INFRASTRUCTURE	160,570	42.55	6,832,253.50	
小計		258,349		72,022,790.50	
				(149,087,176)	
南アフリカ・ランド	AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	3,214	181.69	583,951.66	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	12,510	194.00	2,426,940.00	
	NASPERS LTD-N SHS	5,650	308.00	1,740,200.00	
	FOSCHINI LTD	18,260	69.40	1,267,244.00	
	IMPERIAL HOLDINGS LTD	12,870	94.10	1,211,067.00	
	MASSMART HOLDINGS LTD	15,920	118.98	1,894,161.60	
	STANDARD BANK GROUP LTD	26,168	109.81	2,873,508.08	
小計		94,592		11,997,072.34	
				(146,244,311)	
合計				2,219,199,129	
				(2,219,199,129)	

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米国ドル	投資信託受益証券	VANGUARD EMERGING MARKET ETF	6,700	265,789.00	
	計		6,700	265,789.00	
				(24,516,377)	
小計				265,789.00	
				(24,516,377)	
合計				24,516,377	
				(24,516,377)	

(注)1. 投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

2. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

3. 合計欄の記載は邦貨額であり、（ ）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資信託受 益証券時価比率	合計金額に 対する比率
米国ドル	株式 19銘柄 投資信託受益証券 1銘柄	95.6% -	- 4.4%	25.2%
メキシコ・ペソ	株式 3銘柄	100.0%	-	2.4%
ブラジル・リアル	株式 8銘柄	100.0%	-	7.0%
チリ・ペソ	株式 2銘柄	100.0%	-	1.6%
英国ポンド	株式 1銘柄	100.0%	-	0.5%
トルコ・リラ	株式 2銘柄	100.0%	-	1.8%
ハンガリー・フォリント	株式 1銘柄	100.0%	-	0.6%
ポーランド・ズロチ	株式 1銘柄	100.0%	-	0.5%
香港ドル	株式 15銘柄	100.0%	-	15.0%
マレーシア・リンギット	株式 2銘柄	100.0%	-	2.4%
タイ・バーツ	株式 3銘柄	100.0%	-	1.8%
インドネシア・ルピア	株式 3銘柄	100.0%	-	3.2%
韓国ウォン	株式 12銘柄	100.0%	-	13.7%
台湾ドル	株式 10銘柄	100.0%	-	11.2%
インド・ルピー	株式 7銘柄	100.0%	-	6.6%
南アフリカ・ランド	株式 7銘柄	100.0%	-	6.5%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成22年6月30日現在）

資産総額	1,427,376,498 円
負債総額	718,640 円
純資産総額（ - ）	1,426,657,858 円
発行済数量	2,055,006,116 円
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産額）	0.6942 円 (6,942 円)

（注） の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

（ご参考）

〈1〉パインブリッジ先進国債券マザーファンド

（平成22年6月30日現在）

資産総額	20,260,167,208 円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	20,260,167,208 円
発行済数量	20,362,613,558 円
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産額）	0.9950 円 (9,950 円)

（注） の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

〈2〉パインブリッジ新成長国株式マザーファンド

（平成22年6月30日現在）

資産総額	2,200,874,686 円
負債総額	34,521,294 円
純資産総額（ - ）	2,166,353,392 円
発行済数量	3,390,837,872 円
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産額）	0.6389 円 (6,389 円)

（注） の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(1) 名義書換

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成22年6月末日現在）

資本金の額 2,150,000,000円

会社が発行する株式の総数 50,000株

発行済株式総数 41,000株

資本金の額の増減（最近5年間）

平成20年 6月30日 株式発行により473,787,239円増加。

平成20年12月30日 株式発行により476,121,625円増加。

会社の機構

（1）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとし、

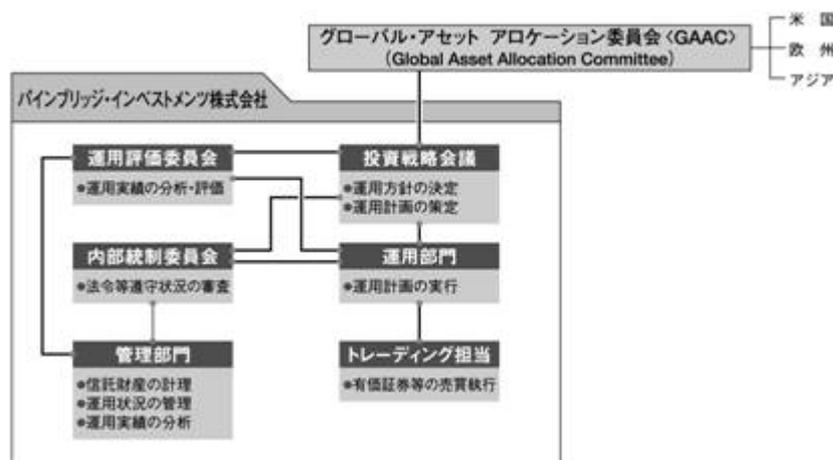
取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長およびその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定

当社の運用意思決定は、世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織され、毎月コンファレンス・コール形式で開催されるグローバル・アセット アロケーション委員会（Global Asset Allocation Committee GAAC）：定期的な、一堂に会しての開催となります。）での経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析に基づき、独自に開催する投資戦略会議を経て、資産配分、個別銘柄の選定等およびポートフォリオの構築を行い運用を実行します。なお、運用体制は次の通りとなっております。



上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第一種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成22年6月末現在、次の通りです。(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	3	9,023 百万円
追加型株式投資信託	61	747,056 百万円
合計	64	756,079 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
2. 当社は、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第24期 (平成21年3月31日現在)		第25期 (平成22年3月31日現在)	
		資 産 の 部			
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 流動資産			千円		千円
現金・預金	4		4,794,876		4,677,651
支払委託金					
収益分配金		352		-	
償還金		3,500	3,852	-	-
前払費用			59,665		267,743
未収入金			190,076		83,516
未収委託者報酬			196,679		251,268
未収運用受託報酬	3		1,025,324		1,014,001
未収販売手数料			9,699		9,345
立替金			2,951		20,603
繰延税金資産			-		23,122
短期貸付金			-		280,373
未収還付法人税等			617,801		-
未収消費税等			48,597		-
流動資産計			6,949,525		6,627,628
II 固定資産					
有形固定資産			229,519		179,547
建物	1		57,337		54,729
建物附属設備	1		102,345		77,016
工具器具備品	1		69,837		47,801
無形固定資産			866,422		797,996
のれん	2		623,157		590,503
ソフトウェア	2		231,115		203,000
ソフトウェア仮勘定			8,275		617
電話加入権			3,875		3,875
投資その他の資産			388,396		485,548
投資有価証券			90,340		91,460
敷金保証金			149,015		349,691
長期差入保証金			37,500		-
長期前払費用			1,800		1,200
預託金			314		314
繰延税金資産			109,426		42,881
固定資産計			1,484,339		1,463,092
III 繰延資産					
株式交付費			5,542		3,326
繰延資産計			5,542		3,326
資産合計			8,439,407		8,094,046

期別		第24期 (平成21年3月31日現在)		第25期 (平成22年3月31日現在)	
負債の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 流動負債			千円		千円
未払金					
未払収益分配金		1,692		1,692	
未払償還金		3,500		3,500	
未払手数料		77,925		107,325	
未払金		14,614		245,356	
その他未払金		149,891	247,622	100,466	458,340
未払費用	3		1,415,615		1,055,894
未払法人税等			-		62,111
未払消費税等			-		25,514
預り金			41,023		46,607
賞与引当金			308,872		111,343
役員賞与引当金			16,933		2,900
流動負債計			2,030,068		1,762,712
II 固定負債					
退職給付引当金			376,282		320,840
役員退職慰労引当金			30,196		11,710
債務保証損失引当金			156,824		-
固定負債計			563,303		332,551
負債合計			2,593,372		2,095,264
純資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 株主資本					
資本金			2,150,000		2,150,000
資本剰余金					
資本準備金		823,989		823,989	
資本剰余金 合計			823,989		823,989
利益剰余金					
利益準備金		265,112		265,112	
その他利益剰余金					
任意積立金		230,000		230,000	
繰越利益剰余金		2,382,661		2,534,744	
利益剰余金 合計			2,877,774		3,029,857
株主資本合計			5,851,764		6,003,847
II 評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			5,729		5,065
評価・換算差額等合計			5,729		5,065
純資産合計			5,846,034		5,998,782
負債・純資産合計			8,439,407		8,094,046

(2) 【損益計算書】

		期別	第24期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日		第25期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日			
		科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額	
経常 損益 の 部	営業 損 益 の 部	営業収益	4		千円		千円	
		委託者報酬			9,142,219		8,117,264	
		運用受託報酬			4,938,305		3,835,286	
		販売手数料			9,699		-	
		その他営業収益			192,394		172,448	
		営業収益計			14,282,619		12,124,999	
		営業費用	2					
		支払手数料			3,938,470		3,616,513	
		広告宣伝費			145,063		40,094	
		公告費			1,708		1,597	
		調査費						
		調査費			736,909		623,723	
		委託調査費			4,196,232	4,933,141	3,654,128	4,277,851
		委託計算費				364,523		276,891
		営業雑経費						
		通信費			48,555		47,812	
		印刷費			213,163		197,621	
		協会費			20,428		16,350	
		図書費			8,702	290,850	5,019	266,804
		営業費用計			9,673,758		8,479,752	
		一般管理費	1					
		給料						
		役員報酬			57,156		29,000	
		給料・手当			1,901,412		1,583,551	
		賞与			248,069		236,085	
		賞与引当金繰入額			170,530		111,343	
		役員賞与			-		2,780	
役員賞与引当金繰入額		16,933		2,394,103	2,900	1,965,659		
交際費				11,609		7,501		
寄付金				1,910		1,561		
旅費交通費			56,086		37,167			
租税公課			25,543		24,893			
不動産賃借料			370,214		359,953			
退職給付費用			185,422		137,133			
退職金			9,053		36,982			
役員退職慰労引当金繰入額			17,859		17,735			
固定資産減価償却費	2		132,748		135,338			
業務委託費			1,055,181		915,793			
諸経費			255,735		139,984			
一般管理費計				4,515,469		3,779,706		
		営業利益又は営業損失（ ）			93,391		134,458	
営業外 損益 の 部	営業外 損益 の 部	営業外収益						
		受取利息			4,903		17,536	
		為替差益			-		82,635	
		雑収入			104		4,545	
		営業外収益計			5,008		104,716	
		営業外費用						
為替差損			17,363		-			
雑損失			13,304		290			
株式交付費償却			1,306		2,816			
営業外費用計			31,974		3,106			
		経常利益又は経常損失（ ）			66,426		32,849	
特別利益								
投資有価証券売却益				100			-	
債務保証損失引当金戻入益							156,824	
退職給付引当金戻入益							135,585	

特別利益計			100	292,410
特別損失				
投資有価証券売却損			436	-
固定資産除却損	3		6,908	10,377
債務保証損失引当金繰入額			156,824	-
前期業務委託費修正	2		226,727	-
特別損失計			390,896	10,377
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()			324,370	249,185
法人税、住民税及び事業税			2,700	5,555
過年度法人税等			-	48,579
法人税等調整額			149,380	42,967
当期純利益又は当期純損失()			476,450	152,082

(3)【株主資本等変動計算書】

第24期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		資本 準備金	資本 準備金 合計	利益 準備金	任意 積立金	繰越利益 剰余金					利益 剰余金 合計
平成20年3月31日残高	1,200,091	-	-	265,112	230,000	2,859,112	3,354,225	4,554,316	110	110	4,554,206
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	949,909	823,989	823,989	-	-	-	-	1,773,899	-	-	1,773,899
当期純損失	-	-	-	-	-	476,450	476,450	476,450	-	-	476,450
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	5,619	5,619	5,619
当期の変動額合計	949,909	823,989	823,989	-	-	476,450	476,450	1,297,449	5,619	5,619	1,291,830
平成21年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,382,661	2,877,774	5,851,764	5,729	5,729	5,846,034

第25期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		資本 準備金	資本 準備金 合計	利益 準備金	任意 積立金	繰越利益 剰余金					利益 剰余金 合計
平成21年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,382,661	2,877,774	5,851,764	5,729	5,729	5,846,034
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	152,082	152,082	152,082	-	-	152,082
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	664	664	664
当期の変動額合計	-	-	-	-	-	152,082	152,082	152,082	664	664	152,746
平成22年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,534,744	3,029,857	6,003,847	5,065	5,065	5,998,782

(重要な会計方針)

科 目	期 別	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価 差額は全部純資産直入法により処理 し、売上原価は移動平均法により算 定)	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法		(1)有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具 器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフ トウェア(自社利用分)については、 社内における利用可能期間(5年)に 基づいております。 (3)長期前払費用 定額法により償却しております。	(1)有形固定資産 同 左 (2)無形固定資産 同 左 (3)長期前払費用 同 左
3. 繰延資産の処理方法		(1)株式交付費 定額法により3年間で償却してあり ます。	(1)株式交付費 同 左
4. 引当金の計上基準		(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充て るため、賞与支給見込額の当事業年度 負担額を計上しております。	(1)賞与引当金 同 左

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務、及び年金資産額の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。又、当事業年度から従来の退職一時金制度に加え、企業年金制度を開始しております。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末役員退職慰労金要支給額を計上しております。</p> <p>(5)債務保証損失引当金 投資信託に対する債務保証について発生すると見込まれる損失を計上しております。</p> <p>消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。</p>	<p>(2)役員賞与引当金 同 左</p> <p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。</p> <p>(追加情報) 当社は、平成21年11月30日に、エイアイユー企業年金基金を脱退しました。これに伴い、過剰となった退職給付引当金を取り崩しており、特別利益として計上しております。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 同 左</p> <p>(5)債務保証損失引当金 -</p> <p>(追加情報) 投資信託が立替金を全額回収し当社の債務保証債務が解消されたため、当事業年度に引当金を取り崩し、特別利益に債務保証損失引当金戻入益を計上しております。</p> <p>同 左</p>
----------------------------	---	---

(会計処理の変更)

期別 項目	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
リース取引に関する会計基準等	当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号）」を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。	該当事項ありません。

(表示方法の変更)

期別 項目	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
貸借対照表関係	前事業年度において「未収投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度より、「未収運用受託報酬」として表示しております。当事業年度より募集の取り扱い手数料を「未収販売手数料」として表示しております。	該当事項ありません。

損益計算書関係	前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度より、「運用受託報酬」として表示しております。 当事業年度より第一種金融商品取引業者の登録を受けたため、「その他営業収益」には証券業務に関する収益も含まれております。又募集の取り扱い手数料を「販売手数料」と表示しております。	該当事項ありません。
---------	---	------------

注記事項

(貸借対照表関係)

第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成22年3月31日現在
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 5,216 千円</p> <p>建物附属設備 42,054 千円</p> <p>工具器具備品 63,588 千円</p> <p>2 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 46,509 千円</p> <p>のれん 29,933 千円</p> <p>3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>未収運用受託報酬 185,833 千円</p> <p>未払費用 447,770 千円</p> <p>4 信託資産</p> <p>現金・預金のうち、20,141千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 7,824 千円</p> <p>建物附属設備 53,680 千円</p> <p>工具器具備品 84,809 千円</p> <p>2 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 60,109 千円</p> <p>のれん 62,587 千円</p> <p>3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>前払費用 211,003 千円</p> <p>未払費用 529,843 千円</p> <p>4 信託資産</p> <p>現金・預金のうち、20,161円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。</p>

(損益計算書関係)

第24期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	第25期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
<p>1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 250,000千円以内 監査役 年額 20,000千円以内</p> <p>2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>委託調査費 2,127,529千円 業務委託費 906,907千円 前期業務委託費修正 226,726千円</p> <p>3 固定資産除却損は、建物附属設備2,758千円、工具器具備品4,149千円であります。</p> <p>4 その他営業収益 当事業年度より第一種金融商品取引業者の登録を受けたため、その他営業収益には証券業務に関する収益も含まれております。</p>	<p>1 役員報酬の範囲額 同左</p> <p>2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>委託調査費 1,792,214千円 業務委託費 843,948千円</p> <p>3 固定資産除却損は、建物附属設備9,517千円、工具器具備品859千円であります。</p> <p>4 その他営業収益 -</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第24期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	37,312 株	3,688 株	-	41,000 株
合計	37,312 株	3,688 株	-	41,000 株

変動事由の概要：取締役会決議による株式数の増加 3,688株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合計	41,000 株	-	-	41,000 株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
該当事項ありません。	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (1) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 256,490 千円 1年超 - 千円 合計 256,490 千円

(金融商品に関する注記)

第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日																																				
該当事項ありません。	<p>(追加情報) 当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)、及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。 未収運用受託報酬については、顧客の信用リスクが存在し、リスク管理規定に沿ってリスク低減を図っております。未収運用受託報酬は、回収期日が一年内の営業債権であります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額(*)</th> <th>時価(*)</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 現金・預金</td> <td>4,677,651</td> <td>4,677,651</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2) 未収運用受託報酬</td> <td>1,014,001</td> <td>1,014,001</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3) 未払費用</td> <td>(1,055,894)</td> <td>(1,055,894)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。</p> <p>(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 5年以内</th> <th>5年超 10年以内</th> <th>10年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 現金・預金</td> <td>4,677,651</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2) 未収運用受託報酬</td> <td>1,014,001</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,691,652</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額	1) 現金・預金	4,677,651	4,677,651	-	2) 未収運用受託報酬	1,014,001	1,014,001	-	3) 未払費用	(1,055,894)	(1,055,894)	-		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1) 現金・預金	4,677,651	-	-	-	2) 未収運用受託報酬	1,014,001	-	-	-	合計	5,691,652	-	-	-
	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額																																		
1) 現金・預金	4,677,651	4,677,651	-																																		
2) 未収運用受託報酬	1,014,001	1,014,001	-																																		
3) 未払費用	(1,055,894)	(1,055,894)	-																																		
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超																																	
1) 現金・預金	4,677,651	-	-	-																																	
2) 未収運用受託報酬	1,014,001	-	-	-																																	
合計	5,691,652	-	-	-																																	

(有価証券関係)

第24期 平成21年3月31日現在				第25期 平成22年3月31日現在			
その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)				その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)			
区分	取得原価	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額	差額	区分	取得原価	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの				貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの			
投資信託受益証券	100,000	90,340	9,660	投資信託受益証券	100,000	91,460	8,540
当事業年度に売却したその他有価証券 売却額： 2,336 千円 売却益の合計額： 100 千円 売却損の合計額： 436 千円				当事業年度に売却したその他有価証券 該当事項ありません。			

(デリバティブ関係)

第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成22年3月31日現在
該当事項ありません。	該当事項ありません。

(追加情報)

第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成22年3月31日現在
該当事項ありません。	1. (株主変更に関する事項) 平成22年3月26日、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部を、アジアに拠点をもちプライベート・インベストメント・ファームであるパシフィック・センチュリー・グループが所有するブリッジ・パートナーズL.P.に売却する取引を完了しました。 これにより当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは全株式をブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に譲渡し、同社が当社の親会社となりました。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。尚、平成21年11月30日に、エイアイユー企業年金基金を脱退したため、当事業年度末にはこれに係る退職給付債務、及び年金資産残高はありません。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成22年3月31日現在
	千円	千円
(1) 退職給付債務	431,412	320,840
(2) 年金資産	55,130	-
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	376,282	320,840
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異	-	-
(6) 未認識過去勤務債務（債務の減額）	-	-
(7) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)+(6)	376,282	320,840
(8) 前払年金費用	-	-
(9) 退職給付引当金 (7)-(8)	376,282	320,840

3. 退職給付費用の内訳

	第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成22年3月31日現在
	千円	千円
退職給付費用	185,422	137,133
(1) 勤務費用	174,808	136,948
(2) 利息費用	420	1,288
(3) 運用収益（減算）	665	1,103
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額	-	-
(5) その他	10,859	-

4. 退職給付債務の計算基礎

	第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成22年3月31日現在
(1) 割引率	-	-
(2) 期待運用収益率	-	-
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	-	-
(4) 過去勤務債務の処理年数	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	-	-
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

（税効果会計関係）

第24期 平成21年3月31日現在		第25期 平成22年3月31日現在	
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)		1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
退職給付引当金繰入超過額	153,148	退職給付引当金繰入超過額	130,583
賞与引当金繰入超過額	125,712	賞与引当金繰入超過額	134,250
債務保証損失引当金	63,827	未払事業税	3,393
繰越欠損金	56,931	のれん償却認容	80,849
未収還付事業税	42,881	未払金否認	5,820
のれん償却認容	40,978	未払費用否認	2,232
未払金	31,351	未払社会保険料否認	11,324
役員退職慰労引当金	12,289	役員退職慰労引当金繰入超過額	4,766
一括償却資産償却超過額	8,264	一括償却資産	2,349
役員賞与引当金繰入超過額	6,890	繰延資産	191
その他有価証券評価差額金	3,930	業務委託費損金算入否認額	102,962
その他	7,580	その他有価証券評価差額金	3,474
繰延税金資産小計	386,066	繰延税金資産小計	320,499
評価性引当額	276,640	評価性引当額	254,495
繰延税金資産合計	109,426	繰延税金資産合計	66,004
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率 (調整)	40.69 %	法定実効税率 (調整)	40.69 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.95 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	5.90 %
住民税均等割	0.34 %	住民税均等割	0.48 %
評価性引当金の増減額	85.27 %	評価性引当金の増減額	18.08 %
その他	1.99 %	過年度法人税等	10.22 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.88 %	その他	0.24 %
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.97 %

（関連当事者との取引に関する注記）

1. 関連当事者との取引

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）を適用しております。

この結果、追加された開示対象はございません。

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ	アメリカ、ニューヨーク州	千USDドル 9,670	投資運用会社	被所有 直接100%	-	投資運用に関する情報提供・コンサルティング	増資の取引*5	千円 1,773,899		千円
								委託調査費の支払*1	千円 2,127,529	未払費用	千円 447,770

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店	(本社) アメリカ、デラウェア州 (支店) 東京都墨田区	千USDドル 3,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取*2	千円 1,592,260	未収運用受託報酬	千円 371,096
							販売会社契約	代行手数料の支払*3	千円 2,162,555	未払費用	千円 32,093
親会社の子会社	エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク	アメリカ、デラウェア州	千USDドル 10,400	有価証券関連業	-	-	事業譲渡契約	事業譲渡*4	千円 譲受資産合計 2,729,480 譲受負債合計 38,407 譲受対価 3,343,544		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *2 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *4 事業譲渡契約書第2条に定める事業譲渡の対価は、平成20年6月25日付けの確認書で決定されております。
- *5 親会社との協議により引受価額を定めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社

- エイアイジー・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
 エイアイジー・キャピタル・コープ（金融商品取引所に上場していません）
 エイアイジー・グローバル・アセットマネジメント・ホールディングス・コープ（金融商品取引所に上場していません）
 エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ（金融商品取引所に上場していません）

1. 関連当事者との取引

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
						役員の兼任等	事業上の関係				
間接親会社	エイアイジー・グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス・コープ (注1)(注2)	アメリカ、デラウェア州	千USDドル 1	持株会社	被所有 間接100%	-	経営管理	役務提供に対する対価支払	千円 843,948	-	-

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店 (注2)	(本社) アメリカ、デラウェア州 (支店) 東京都墨田区	千USドル 3,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *2	1,455,942	未収運用受託報酬	千円 367,336
							販売会社契約	代行手数料の支払 *3	千円 1,882,413	未払費用	千円 33,406
親会社の子会社	エイアイジー・スター生命保険株式会社 (注2)	(本社) 東京都墨田区	千円 45,000,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *2	千円 355,819	未収運用受託報酬	千円 84,310
親会社の子会社	AIGエジソン生命保険株式会社 (注2)	(本社) 東京都墨田区	千円 121,414,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *2	千円 442,696	未収運用受託報酬	千円 112,153
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・グローバル・インベストメンツ LLC (注1)	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 101,439	持株会社	-	-	経営管理	金銭の貸付 *4	千USドル 3,000	短期貸付金	千円 280,373
								役務提供に対する対価支払	千円 13,912	前払費用	千円 211,003
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC (注1)(注3)	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	-	投資運用に関する情報提供・コンサルティング	委託調査費の支払 *1	千円 1,792,214	未払費用	千円 168,085
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド (注1)(注4)	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 *1	千円 879,449	未払費用	千円 361,758

(注1) 平成22年3月26日付けで、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部をブリッジ・パートナーズL.P.に譲渡しました。これにより、間接親会社であるエイアイジー・グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス・コープが当社の関連当事者でなくなり、パインブリッジ・グローバル・インベストメンツLLC、パインブリッジ・インベストメンツLLC、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドが新たに関連当事者となりました。

(注2) 平成22年3月26日付けで、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部をブリッジ・パートナーズL.P.に譲渡しました。これにより、これらの会社は当社の関連当事者に該当しなくなったため、取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。

(注3) 平成22年3月26日付けで、当時の当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープはブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に全株式を譲渡したため、エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは当社の関連当事者ではなくなりました。パインブリッジ・インベストメンツLLCはエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープからスプリットした会社であり、エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープと行っていた取引のほぼ全てを引き継いだため、年間取引額を同社へ表示しております。

(注4) 平成21年12月1日付けで、エイアイジー・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドからパインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに社名変更しております。

(注5) 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

*1 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

*2 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

*3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。

*4 貸付金は300万米ドルを弊社の社内期末レートで表示しております。貸付期間は平成22年3月29日から平成22年9月24日、受取利息の計算期間は3ヶ月間で、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

平成22年3月26日、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部を、アジアに拠点をもつプライベート・インベストメント・ファームであるパシフィック・センチュリー・グループが所有するブリッジ・パートナーズL.P.に売却する取引を完了しました。これにより当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは全株式をブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に譲渡し、同社が当社の親会社となりました。

(1) 親会社

ブリッジ・パートナーズL.P.（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・カンパニー・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(企業結合関係)

第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日																
<p>(パーチェス法適用)</p> <p>1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率</p> <p>(1) 被取得企業の名称及び事業の内容 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク、有価証券関連業</p> <p>(2) 企業結合を行った主な理由 当社及びエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク東京支店の顧客である機関投資家への利便性の向上とグループ組織の簡素化による一元的な内部管理体制強化を図りました。</p> <p>(3) 企業結合日 平成20年5月1日</p> <p>(4) 企業結合の法的形式 事業譲受</p> <p>(5) 結合後企業の名称 AIGインベストメンツ株式会社</p> <p>(6) 取得した議決権比率 事業譲受のため、該当事項はありません。</p> <p>2. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成20年5月1日から平成21年3月31日まで</p> <p>3. 被取得企業の取得原価及びその内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">取得の対価</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">現金</td> <td style="text-align: right;">3,343,544 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">取得原価</td> <td style="text-align: right;">3,343,544 千円</td> </tr> </table> <p>4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額 該当事項はありません。</p> <p>5. 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間 関連会社の事業譲受に際して発生したのれん653,090千円を、20年以内のその効果の及ぶ期間に渡って定額法により償却しております。</p> <p>6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳</p> <p>(1) 資産の額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">2,696,594 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">固定資産</td> <td style="text-align: right;">32,886 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">2,729,480 千円</td> </tr> </table> <p>(2) 負債の額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">流動負債</td> <td style="text-align: right;">38,407 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">38,407 千円</td> </tr> </table> <p>7. 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。</p> <p>8. 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の損益計算書に及ぼす影響の概算額 当該金額は重要でないため記載しておりません。</p>	取得の対価		現金	3,343,544 千円	取得原価	3,343,544 千円	流動資産	2,696,594 千円	固定資産	32,886 千円	合計	2,729,480 千円	流動負債	38,407 千円	合計	38,407 千円	<p>該当事項はありません。</p>
取得の対価																	
現金	3,343,544 千円																
取得原価	3,343,544 千円																
流動資産	2,696,594 千円																
固定資産	32,886 千円																
合計	2,729,480 千円																
流動負債	38,407 千円																
合計	38,407 千円																

(1株当たり情報)

第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1株当り純資産額	142,586.21 円
1株当り当期純損失	12,037.96 円
	146,311.76 円
	3,709.34 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失額については、新株予約権付社債の発行がないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載していません。
--	--

(注) 1株当たり当期純利益、又は1株当たり当期純損失の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日		第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
当期純損失(千円)	476,450	当期純利益(千円)	152,082
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る当期純損失(千円)	476,450	普通株主に係る当期純利益(千円)	152,082
普通株式の期中平均株式数	39,579	普通株式の期中平均株式数	41,000

(重要な後発事象)

第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)
- (4) または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称及び資本金の額（平成22年3月末日現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社 324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称及び資本金の額（平成22年3月末日現在）

a. 株式会社大垣共立銀行 36,166百万円

b. 楽天証券株式会社 7,477百万円

c. 株式会社高知銀行 19,544百万円

d. 株式会社SBI証券 47,937百万円

事業の内容

a. およびc. 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

b. およびd. 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(3) 投資顧問会社（パインブリッジ新成長国株式マザーファンド の投資顧問会社）

名称及び資本金の額

パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー（PineBridge Investments LLC）

資本金 87,100千米ドル（平成22年3月末日現在）

事業の内容

米国の投資顧問業法に基づき、SEC（米国証券取引委員会）の登録を受けて、投資顧問業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、販売、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社（パインブリッジ新成長国株式マザーファンド の投資顧問会社）

当ファンドの投資対象であるパインブリッジ新成長国株式マザーファンド の投資顧問会社として、委託会社より外貨建て資産の運用指図に関する権限の委託を受け、運用に関する投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社（パインブリッジ新成長国株式マザーファンド の投資顧問会社）

該当事項はありません。

参考情報

再信託受託会社の概要

- 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- 資本金 : 10,000百万円（平成22年3月末日現在）
- 資本構成 : 三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、
明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%
- 業務の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙には、ロゴ・マーク、写真、キャッチコピーや図案を使用する場合があります、委託会社の概要等をあわせて記載することがあります。
2. 目論見書のうち、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める目論見書（投資信託説明書（請求目論見書））の巻末に、信託約款の全文を添付します。
3. 有価証券届出書「第二部 ファンド情報」中の「第1 ファンドの状況」の詳細内容について、図表化、グラフ化して目論見書の関連箇所に記載することがあります。また、運用状況に記載のデータ等の更新を行うことがあります。
4. 目論見書には、以下の趣旨の記載を行うことがあります。
 - （1）投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
 - （2）投資信託は金融機関における預金、あるいは保険会社における保険商品とは異なり、元金が保証されるものではない旨、および投資した資産の価値の減少を含むリスクは購入者が負うこととなる旨
 - （3）証券会社以外で購入した投資信託は、投資者保護基金による保護の対象とはならない旨
 - （4）当ファンドは世界主要国の高格付けの国債や新成長国の株式を主要投資対象とする旨、ならびに組入有価証券の価格下落や外国為替相場の変動の影響により基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがある旨
 - （5）投資信託説明書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる他、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付する旨。
 - （6）当ファンドは、商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する旨。
 - （7）当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。
 - （8）購入に際しては、交付目論見書の内容を十分に読む必要がある旨

独立監査人の監査報告書

平成22年7月7日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
（旧会社名 A I Gインベストメンツ株式会社）
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>（旧ファンド名 A I Gニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>）の平成21年11月18日から平成22年5月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>（旧ファンド名 A I Gニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>）の平成22年5月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 A I Gインベストメンツ株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月16日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
（旧会社名 A I Gインベストメンツ株式会社）
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 A I Gインベストメンツ株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 A I Gインベストメンツ株式会社）の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月24日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
（旧会社名 A I Gインベストメンツ株式会社）
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>（旧ファンド名 A I Gニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>）の平成21年5月19日から平成21年11月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・ニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>（旧ファンド名 A I Gニューグローバルファンド<毎月分配タイプ>）の平成21年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 A I Gインベストメンツ株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

A I G インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているA I G インベストメンツ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I G インベストメンツ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。